

## 後期基本計画 令和 2年度 基本施策方針書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれるまち

基本施策 : 01 支えあう地域福祉の推進

主管課長職・氏名	地域福祉課長 舘澤 俊幸
関係課長職・氏名	

1. 基本施策の実現状況を明らかにする

(1) 基本施策が4年間でめざす姿

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が地域で幸せに暮らすために、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア組織、福祉サービス事業者、行政等が協働・連携し、支えあいのネットワークを広げ、笑顔あふれる地域創りを目指します。</li> <li>・障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、障がいに対する理解の促進、社会参加のための交流の場の構築、学習の機会・就労の場の確保、自立を促進するためのサービスや情報の提供を図ります。</li> <li>・みんなで支えあい安心して暮らすことができるよう、支えあいのネットワークの拡大、地域での見守り活動の充実、多様な相談に対応できる体制の整備を図ります。</li> </ul>
--	---

(2) 基本施策目標値の達成状況

No	この基本施策に関わる基本施策目標指標	基準値	上：戦略目標見込値／下：達成値				目標値	進捗状況
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1	暮らし 福祉 単 位 %	44.7	47.3	49.8	52.4	55	55	-
			0	-	-	-	-	0.0
2	福祉 単 位 %	60.1	63.8	67.5	71.3	75	75	-
			0	-	-	-	-	0.0
	単 位							

(3) 基本施策を構成する施策及び目標値の達成状況

No	施策名 施策目標指標	基準値	上：戦略目標見込値／下：達成値				目標値	進捗状況
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1	暮らし 福祉 単 位 %	24.6	30.9	37.3	43.6	50	50	-
			0	-	-	-	-	0.0
2	暮らし 福祉 単 位 %	44.7	47.3	49.9	52.5	55	55	-
			0	-	-	-	-	0.0
	単 位							
	単 位							
	単 位							

## 後期基本計画 令和 2年度 基本施策方針書

政 策：02 健やかで笑顔にあふれるまち

基本施策：01 支えあう地域福祉の推進

主管課長職・氏名	地域福祉課長 館澤 俊幸
関係課長職・氏名	

## 2. 基本施策の実現に向けての現状を認識する

## (1) 基本施策目標の進捗状況分析

- ・民生委員等各種委員の確保による体制整備を図ると共に各種委員の活動支援を進めています。
- ・窓口相談体制の維持、関係機関及び近隣市町との連携による相談支援体制の強化を進めています。
- ・避難行動要支援者台帳登録者名簿を民生委員、自治会、自主防災組織、警察、消防等関係機関に配布し情報共有を図り、要支援者への見守り等の強化を進めています。

## (2) 基本施策の実現に影響する社会環境変化

- ・外部環境としては、障害者総合支援法等の社会保障制度改正によるサービスの充実・拡大などの機会がある一方、社会保障費の増加、家族の絆及び地域間における連帯意識の低下などによる繋がりの希薄化の課題があります。
- ・内部環境としては、市制施行による福祉事務所設置及び事務の権限移譲を強みと見る一方、自治体業務の飛躍的増大、自主財源確保の問題や経常経費の増加、マンパワーの質的及び量的脆弱性、ノウハウを継承していくための組織人員体制などの課題があります。

## (3) 政策との関連性

市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア組織、福祉サービス事業所、行政などが協働・連携し、支えあいのネットワークを広げることは、政策のビジョンである「健やかで笑顔にあふれるまち」の推進に寄与します。

## 3. 基本施策の実現に向けての取り組みを決定する

## (1) 基本施策の達成（実現）に向けた基本計画内の取り組みと方針

- ・滝沢市地域福祉計画（計画期間：平成28年度から令和4年度まで）を推進します。
- ・第1次滝沢市障がい者計画（計画期間：平成29年度から令和4年度まで）、第5期滝沢市障がい福祉計画及び第1期滝沢市障がい児福祉計画（計画期間：平成30年度から令和2年度まで）に基づく福祉サービスの円滑な提供を図ります。

## (2) 基本計画期間内の取り組みと方針のうち、令和 2年度の重点課題

- ・滝沢市基幹相談支援センターが中心となり、滝沢市自立支援協議会（滝沢市における障がい福祉の関係者による連携及び支援体制に関する協議を行う場）で、市内の相談支援体制、滝沢市の障がい福祉政策の在り方などを引き続き協議します。
- ・民生委員、人権擁護委員、要援護者の地域支援者、市社協、自治会、NPO、ボランティア団体、社会福祉法人などの地域支援者間の情報共有の機会の構築と自治会との連携を強化します。

## (3) 基本計画期間及び令和 2年度重点課題に基づく優先順位の考え方

- ・法令等で実施が義務付けられている事務事業
- ・国及び県の制度により継続的に取り組まなければならない補助事業
- ・広域的で取り組むことにより、より効果的な事務事業
- ・市単独事業であっても、基本施策の推進に必要な事務事業

